

# 台湾の民間司法改革基金会による法関連教育

黄 旭田 (Shiu-tian Huang)

弁護士、(財)民間司法改革基金会法関連教育センター所長

## ■「民間司法改革基金会」の設立

「民間司法改革基金会」は1995年11月、国立台湾大学法学部の講堂における集会を機に設立された。この基金会は、1994年末に改革意識を持った弁護士数名が設立準備に着手していたもので、1997年5月に財団法人として裁判所に登録されている。

「民間司法改革基金会」の目標は、名前に表されている通り、台湾における司法改革の促進である。主な改革には法改正（裁判官法、弁護士法、刑事訴訟手続法など）や、裁判官の監視や評価（法廷の評価および裁判官の評価）などがある。さらに、私たちは台湾における司法改革を達成する重要な方法である法関連教育に取り組んでいる。

同基金会は司法改革の重要性を一般に伝えるために、Judicial Reform Magazine（司法改革マガジン）およびEペーパー（電子新聞）の発行、学校での巡回講演、定期的な学生向けの合宿や教員のための一日裁判所ツアーなどの広報活動を行っている。これらの活動はあらゆる人の日常生活にとっていかに法制度が重要であることを示し、社会全体に司法改革の願いを広めようとするものである。

## ■法関連教育に着手

学校において「法の支配」の考え方を広める準備のために、「民間司法改革基金会」のなかに、法関連教育委員会が1999年に設置され、私が初代の委員長に任命された。委員会には二つの重点分野がある。

一つは教員がたとえば体罰のような否定的ではなく、肯定的な規律指導措置を模索することや、学校の規律指導に関する法的な問題を学ぶことを支援す

ること。このために‘Teachers, You May Have an Alternative Method – the Legal Concepts and Practices of Disciplining in School’（『先生、違う方法があります – 学校における規律指導の法的概念と実務』）という本を2003年11月に発行した。出版後4年間に台湾で2万冊売れている。また、この本は2005年に人権教育出版物賞を受賞した。本の中であげられたいくつかの懸念事項は教育部が公表した2007年の学校における規律に関する指針に含まれている。

委員会の二番目の重点分野は一般市民や学校教員の法知識を広めることである。当初の段階では、多数の学校と協力して、授業計画に法知識を取り込むことができるよう、セミナーを開催し、教員を支援するなどした。さらに、人気の高い8本の映画を取りあげ、法知識を学校の教室で伝える観点から分析した‘Learning Law from Movies’（『映画から法を学ぶ』）という本を発行した。

## ■弁護士会との連携

一方、「台北律師公會」（台北弁護士会）は「民間司法改革基金会」と共同で台北市と協力し、1995年から1998年の間、市のすべての中学校の8年生に2時間の授業を行うために弁護士を派遣する法関連教育の事業を企画した。1998年には1,100以上のクラスを合計で300人の弁護士が教えた。しかしこの経験から私たちは弁護士は教室で教える「最善の教師」ではないということ、教員が自分たちの授業で使えるよう法と教育を結びつけるためにもっと努力をしなければならぬことに気づいた。

2000年、台湾大統領選挙後、平和的に政権の移行が行われた。しかし私たちは台湾の民主改革が完成

したとは思わなかった。むしろ、特に、法の支配の考え方を確立するなどやるべきことはまだまだあった。そこで、ロータリークラブの人びとは「民間司法改革基金会」と台北弁護士会に呼びかけ2002年3月に法関連教育の会議を開催した。そこにはイェール大学から2名の教授も参加し、米国における法関連教育の経験話を話した。

2002年9月、私は他の二人の弁護士と日本のつくばで開催された関東弁護士会連合会の定期大会に参加した。そこで、米国の「公民教育センター」の代表と会い、そこが40年以上も法関連教育に取り組んできたことや「Foundations of Democracy」(『民主主義の基盤』)のシリーズを発行していることを知った。

『民主主義の基盤』は4つの概念、具体的には権威、プライバシー、責任、正義を含み、12年生までを4段階に分けて取りあげるユニークな法関連の教材である。『民主主義の基盤』は異なる年齢集団のニーズに対応して、6才から18才、小学校から高校までをカバーする。

この包括的な出版物を台湾で紹介しようと決定し、「公民教育センター」の了承を得る手続きをはじめた。2003年、「民間司法改革基金会」、中華ロータリー教育基金会と台北弁護士会は中華ロータリー教育基金会のもとで法関連教育の特別委員会をつくった。その後2006年、委員会は「民間司法改革基金会」の法関連教育センターとなり、私が初代の所長に任命された。

センターは『民主主義の基盤』を学校における12学年の法関連教育プログラムの主要教材として翻訳し、改訂した。次に、プログラムを実施したいという学校とのパートナーシップ、資金を提供し得る地域のロータリークラブの支援やプログラムを実施する教員を訓練するために地域の弁護士会とのパートナーシップ提携を模索した。2008年2月現在、2年生用と3-6年生用(4巻と教員用マニュアル1冊)の翻訳、改訂を終え、2年生用は「子ども版」、3-6年生用を「少年版」(中国語版のまま)とした。7-9年生用はこの3月発行予定で、「市民版」(citizen version)とされる。「子ども版」を5年間、「少年版」は、「子ども版」に重点をおいているため、2年間推進してきた。

この5年間で教員、弁護士や保護者を含む3,500人以上の人びとが私たちのワークショップで研修を受けた。地域の12の教育当局、3つの弁護士会と70の学校とパートナーシップを結び、約200人の弁護士が研修を受け、何度も学校を訪問し、教員や保護者に紹介して研修を行うシニア・トレーナーを約20人研修した。

2007年2月、国立台湾師範大学の林桂範教授はセンターの代表としてカリフォルニアの「公民教育センター」を訪れ、私たちが台湾で『民主主義の基盤』をどう使っているか紹介した。「公民教育センター」は感銘を受け、2007年5月17~20日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された市民教育世界会議に参加するようセンターに呼びかけた。林教授と張澤平弁護士が会議に参加し、市民教育および法関連教育に取り組む人びとや団体と今後の経験の共有に向けた国際的なリンクをつくった。

## ■ 民主主義を根付かせるために

民主主義の年月がまだ若い台湾では、人権と法の支配の考え方を法制度だけでなく、若い世代の人びとの意識の中にも根付かせる必要がある。しかし、政治改革が行われたにもかかわらず、古い社会的および文化的慣習が依然として民主主義の実現を妨げており、若い人びとに早い段階からこの考え方を知らなければならぬ。

『民主主義の基盤』はこれまでの台湾の法関連教育が重視していた事実ではなく、民主主義にとって重要な価値を教える。それらの価値を教条主義的ではなく、民主的な方法で、つまり生徒の議論への参加を通して教える。これは台湾の学校ではほとんど見られない教授アプローチである。高校の入試のためのプレッシャーから、中学校(7から9年生)に『民主主義の基盤』を導入することはより難しい。したがって、「市民版」(米国の7から9年生)を高校、大学または成人教育のレベルに移行することを考えている。

私たちが取り組んでいる法関連教育が近い将来に根を張り、台湾によい民主主義をもたらすと心から信じている。

(訳：岡田仁子・ヒューライツ大阪)

## 民間司改會在台灣地區從事法治教育之經驗分享

財團法人民間司法改革基金會(以下簡稱司改會)係於1994年年底由幾位律師倡議,1995年11月4日在台灣大學法學院禮堂正式公開發起籌設,至1997年正式完成財團法人登記。

司改會係以司法改革為宗旨,從事法案倡議,如制定「法官法」、法案研修(如律師法、刑事訴訟法等)、並積極從事監督改革(例如對法官法庭活動之「法庭觀察」及對法官判決之「法官評鑑」、藉由包含「遊行」等方法,促成1999年司法院舉辦「全國司法改革會議」等),另外在觀念倡議上發行「司法改革」雜誌迄今六十多期、發行司改會電子報,及出刊書籍多冊等。

司改會成立後為推動各界共同監督司法改革,曾多次召集高中、國中老師,加以培訓後帶領學生「參觀法院」,因而逐漸與教育現場的老師有密切往來。

1999年司改會正式成立「法治教育小組」,本人為首任召集人。工作重心有兩部分:一係協助老師在教育現場有正確的「輔導與管教」觀念與作法,以符合法治要求。經由多次校園宣導,司改會彙整問題的回應,在2003年11月出版「老師,你也可以這樣做—校園法律實務與理念」一書,以Q&A案例方式提供老師適當的作法建議。迄今4年多,此書在台灣地區熱銷2萬餘冊,並獲國立編譯館2005年「獎勵人權教育出版品」好書獎。由於司改會此一努力,也促成教育部在2007年6月大幅修訂「學校訂定教師輔導與管教學生辦法注意事項」,內容多達48點,提供老師較為明確之指針。

法治教育小組更想從事的是協助老師推動法治教育，早期法治教育小組曾多次在全台各地與學校合作舉辦研習活動，希望協助老師製作「教案」，後來也在 2002 年編寫出版「看電影學法律」一書，但該書係以 8 部外國電影為基礎，提供老師教學使用，影響力有限。

另一方面，台北律師公會曾在 1995 年至 1998 年間與台北市政府合作，派遣律師至全台北市的國中，在二年級「公民」課程中為學生上 2 小時的法律，至 1998 年時，最多曾出動 3 百多位律師，在一千一百多個班級上課，至 1999 年始因故停辦。但司改會與台北律師公會檢討後認為律師不是教室裡最好的講授者，日後努力方向應該設法研發教材供老師使用。

2000 年台灣總統大選後，政權和平轉移，但台灣部分民間人士認為民主改革不應以此為限，更應深化台灣民主改革的基礎。這些人士以扶輪社友為主幹，找上司改會與台北律師公會，在 2002 年 3 月 25 日三方合作，假台北律師公會會館舉辦研討會，邀請耶魯大學兩位教授在台灣分享美國法治教育之經驗。同年 9 月本人與另二位律師代表台北律師公會出席日本關東弁護士聯合會在筑波市舉辦之 2002 年年會，認識了美國公民教育中心的代表，瞭解到美國公民教育中心在美國推動法治教育四十餘年，並編寫有「民主基礎系列叢書：權威、隱私、責任、正義」系列，供老師推動法治教育。這套書內容依使用對象分成四階段，即幼稚園至小 2 使用(K-2)、小學 3 年級至 6 年級使用(3-6)、中學 7 年級至 9 年級使用(7-9)、中學 10 年級至 12 年級使用(10-12)，能夠全方位滿足不同年齡層學生的需要，我們於是下決心加以引介至台灣全面推廣，並取得美國公民教育中心同意授權我們使用。

2003 年司改會與中華扶輪教育基金會、台北律師公會

三方合作，在中華扶輪教育基金會下設「法治教育向下紮根特別委員會」，2006年改在司改會下設「法治教育向下紮根中心」，本人目前為中心第一任主任。

本中心及前身之法治教育向下紮根特別委員會(以下同)，自2003年迄今在台灣推動法治教育之工作主要分三部分：(一)將系列教材翻譯，全面中文化後導入國內、(二)培訓「師資之培訓講師」、(三)在校園及社會各界推廣。就教材導入而言，目前K-2版本及3-6版本均已出版中譯本(4冊加一本教師手冊)，中文稱為「兒童版」及「少年版」，另外7-9版本即將在本(2008)年3月份出齊，台灣將稱為「公民版」，目前兒童版已推廣5年多，少年版則推廣2年多，主要推廣仍集中在兒童版，5年多以來，有數百場研習，數千位老師接受培訓，目前已有少部分學校將此套教材納為校內之正式課程，此外也有其它少數團體也曾參與研習。至於培訓「師資之培訓講師」係指先培訓律師，這些律師再去培訓老師，中心迄今與台北、台中、台南律師公會合作，也正計劃與桃園、新竹律師公會合作，全台灣受訓律師已有一、二百位，經常到校園從事推廣之律師也有二、三十位，加再上少部分的種子老師，中心才能夠支援數百場為老師主辦的研習推廣活動。中心經過幾年的努力，於去年1月派遣林佳範教授赴美國向美國公民教育中心說明中心努力成果，受到美國公民教育中心高度肯定，並邀請中心派代表參加去年5月在阿根廷舉辦的全球法治教育會議。中心在5月也派遣林教授及張澤平律師赴會，中心今後也會加強與世界上其它國家就推展法治教育進行交流。

我們認為東西方文化傳統不同，因此在導入西方民主政治制度時，更應該瞭解背後的精神，所以需在教育上著手，而導入西方教材是最能精準瞭解「民主」、「法治」觀點之作法。藉由民間的努力，此套教材在小學，特別是低年級已有某種

程度的推廣成果，尤其是此套教材重視學生討論、有系統的協助學生實作的學習方式尤其令國內教育界眼睛為之一亮。但國中階段，因為升學壓力，必須承認推廣上較為困難，不過，隨著公民版問市後，中心的教材中文化目標已初步達成，我們將把公民版教材努力的向高中、大學及成人教育領域推廣。我們期待更深信我們所從事的法治教育向下紮根的努力在將來一定會對台灣社會民主深化有所貢獻。